

指定管理者制度活用事業 中間評価シート（本編）

評価年月日：令和6年11月5日

評価者：川崎市立病院運営委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市立多摩病院
指定期間	平成18（2006）年2月1日～令和18（2036）年3月31日（評価対象年度：平成18（2006）年2月～令和6（2024）年3月）
業務の概要	地域における急性期医療を行う中核的な医療機関として、24時間365日の救急医療、小児救急医療、災害時医療といった医療機能を確保し、市民の医療ニーズに的確にこえるよう努める。また、災害拠点病院として、24時間救急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を整える。また、地域のかかりつけ医等と連携し、これを支援しながら、地域全体の医療提供体制の向上を図る。
指定管理者	名称：学校法人聖マリアンナ医科大学 代表者：理事長 明石 勝也 住所：川崎市多摩区宿河原1-30-37 電話：044-933-8111（代表）
所管課	病院局経営企画室多摩病院運営管理担当（内線：70541）

2. 「評価の視点」に基づく評価対象期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できているか。	地域における急性期医療を担う中核的な医療機関として、24時間365日の救急医療、小児救急医療、災害時医療といった医療機能を確保し、市民の医療ニーズに的確にこえるよう努めている。また、災害拠点病院として、24時間救急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を整えている。また、地域のかかりつけ医等と連携し、これを支援しながら、地域全体の医療提供体制の向上を図っている。 現在33の診療科があり、開院当初より小児救急を含めた市北部地域の救急医療を担っているが、令和4年度には緩和ケア病棟を開棟するなど、救急医療以外にも地域で必要とされている医療を提供し市民のニーズに対応している。また、大学病院とも密接に連携して地域医療を支えている。 【個々の取組】 ・救急災害医療センターを運営し、24時間365日救急患者に対応してきた。 ・登録紹介医と緊密な連携を構築し、登録紹介医からの紹介患者を積極的に受入れながら、スムーズな受診を図っている。治療が終了した患者は速やかにかかりつけ医に逆紹介することで、地域で患者を支える医療体制の中心的な役割を果たしている。 ・新型コロナウイルス感染症への対応では、一般の病床をコロナ専用病床に変更し、感染患者を当初から積極的に受入れた。また、院内の感染防止のため、コロナへの感染が疑われる患者と一般の患者との動線の分離、来院者への手指消毒や検温の実施、入院患者への面会制限（令和5年11月 条件付きで面会を再開）を実施する一方、リモート面会（現在は廃止）を行うなど、院内の感染拡大を防止した。さらに、地域医療従事者等へのワクチン接種を行い地域の医療を支えた。 ・令和3年11月、多摩病院として手術支援ロボットによる初の症例を実施し、低侵

	襲で確実性を高めた手術を行っている。 ・患者の意識を把握するため、入院患者や外来患者を対象に年2回の患者満足度調査を実施し、調査結果を院内にフィードバックし、診察が近づいたら通知する機能や予約状況の確認などができるスマートフォンアプリ（平成31年1月）や無料の院内Wi-Fi（令和3年12月）の導入などサービスの向上に努めている。その他にも健康に役立つ情報や院内案内情報等を表示する情報案内表示装置を待合室6か所へ設置（平成23年3月）、会計待ち表示の見直し（平成30年9月）、聴覚障がい者のための手話通訳を含む多言語映像通訳サービス（令和2年4月）の導入など病院利用者のサービス向上に取り組んできた。患者満足度調査は、当初（平成17年度）は、入院、外来のそれぞれ23項目について5段階で評価していた。 ・市民向けに健康講座を開催して、医療知識の普及を図った。 ・ホームページの活用による病院の基本的診療機能、お知らせのほか、院内報「たま病院ニュースレター」を発行（年4回）するなど、随時情報提供を行っている。 〔評価〕 小児救急を含めた救急医療から緩和ケア病床医療まで、地域に必要とされている医療を提供している。新型コロナウイルス感染症に対しても適切に対応し、現在も感染拡大への注意を怠っていない。また、患者満足度調査の結果を院内にフィードバックし改善に努め、さらに、病院の情報をホームページ上に適宜公開し、市民向けの健康講座を開設するなど積極的に情報発信をしている。 全体として、医療、患者サービス、市民サービスについて良質なサービスを提供していると評価できる。																														
2	当初の事業目的を達成することができるか。 北部地域における新しい医療施設の整備の必要性については、平成9年9月の北部地域医療施設整備構想最終答申で、地域の中核病院として救急医療や災害時医療の提供、地域連携の推進を果たすことが期待されており、多摩病院は、川崎北部保健医療圏の病床数及び救急医療体制の不足に対処するために、3番目の市立病院として整備された。 救急医療の提供は多摩病院が果たすべき最も重要な医療機能であり、また、聖マリアンナ医科大学が指定管理者に選定された理由の一つは、市内に救命救急センター棟を設置しており、救急等についての緊密な連携が期待できる、というものだった。 【個々の取組】 （単位：人） <table><tr><th></th><th>平成19年度</th><th>平成23年度</th><th>平成27年度</th><th>令和元年度</th><th>令和5年度</th></tr><tr><td>延入院患者数</td><td>112,543</td><td>110,691</td><td>111,417</td><td>114,205</td><td>100,023</td></tr><tr><td>延外来患者数</td><td>218,943</td><td>228,851</td><td>216,534</td><td>215,483</td><td>198,131</td></tr><tr><td>延救急患者数</td><td>20,524</td><td>17,338</td><td>12,458</td><td>13,256</td><td>8,502</td></tr><tr><td>（うち救急搬送受入れ数）</td><td>5,113</td><td>4,755</td><td>4,148</td><td>5,727</td><td>4,580</td></tr></table> 「全年度分の記載は別紙参照」 ・体制面では、救急災害医療センターを整備し、救急患者の受入窓口として24時間365日対応しており、二次救急医療機関として、救急医、内科医が中心となり、循環器内科、脳神経外科、小児科の専門医が救急対応などに当たっている。 当初（平成17年度）は、医師5名、看護師39名、事務員で構成されていたが、途中、医師の配置数の増減をしながら、平成24年度以降の現在の体制を維持して救急医療を提供している。		平成19年度	平成23年度	平成27年度	令和元年度	令和5年度	延入院患者数	112,543	110,691	111,417	114,205	100,023	延外来患者数	218,943	228,851	216,534	215,483	198,131	延救急患者数	20,524	17,338	12,458	13,256	8,502	（うち救急搬送受入れ数）	5,113	4,755	4,148	5,727	4,580
	平成19年度	平成23年度	平成27年度	令和元年度	令和5年度																										
延入院患者数	112,543	110,691	111,417	114,205	100,023																										
延外来患者数	218,943	228,851	216,534	215,483	198,131																										
延救急患者数	20,524	17,338	12,458	13,256	8,502																										
（うち救急搬送受入れ数）	5,113	4,755	4,148	5,727	4,580																										

- ・救急患者数は、開院当初から減少傾向が続いている。救急車による搬送件数は、5、000件台の年度もあるが、傾向としては4、500件前後で推移しており、救急車以外の手段によるウオークインでの来院者が減少している。理由としては、スマートフォンの普及による近隣医療機関の検索の増加、「まずは身近な診療所を受診する」という意識の浸透、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などが影響していると考えている。
- ・小児救急医療については、小児科第二次応需病院及び休日第二次応需病院（小児科）として、小児救急搬送患者の受入態勢を整えている。
- ・医療相談センターを設置し、登録紹介医との連携を強化し、紹介、逆紹介や医療機器の共同利用などを推し進め、地域との連携に努めている。紹介率及び逆紹介率について、平成17年度は前者が55.1%、後者が12.7%であったが、令和5年度は前者が79.0%、後者が80.6%まで上昇している。

導入当初（平成H17年度）は、研修会や症例検討会の開催、広報活動を行っていたが、平成23年3月からは、地域医療支援病院の承認を受け、地域連携の窓口として、紹介患者を積極的に受け入れ、そして、当院の治療が終了した時点で紹介元に患者を逆紹介し地域連携の充実を図っている。

- ・令和4年度に緩和ケア病棟を開棟し、治ることが難しい患者や家族を支え、生活の質を高める取り組みをしている。
- ・在宅医療支援では、「病院と在宅ケアネットワークの会」（「多摩区・病院と在宅ネットワーク作りを目指す会」が発展）において、多摩病院職員と、訪問看護師、ケアマネジャーが情報の共有と連携の強化のために学習会や定例会を開催している（年3～4回程度）。病院と地域で医療介護福祉を提供する関係者が、ネットワークを構築して情報共有することで、在宅療養における生活の質の向上に貢献している。
- ・災害時の対応として、施設は免震構造を採用し地震に強い構造となっている。また、災害時のマニュアルを備え、災害訓練も病院全体で行う訓練のほか、各病棟でも訓練を行い、必要な物資を最低3日以上備蓄し非常用発電設備も備え災害に備えている。
- ・医療知識の普及を図るため、市民向けに健康講座を開催している。
- ・令和4年度から病院局が開催する市立3病院の会（年1～2回程度開催）において、病院事業に関して意見交換している、4年度の意見交換の結果、令和5年度に多摩病院の屋上ヘリポートも使用して災害訓練を実施した。

※市立3病院の会：病院事業管理者、3病院長、3看護部長、病院局長ほかが参加

- ・全国自治体病院学会に毎年、多くの職員を派遣している。派遣されて講演する職員は、講演を通して情報発信や他の病院職員と課題を共有している。

〔評価〕

開院時から多摩病院には、小児を含む救急医療の提供、高度医療の提供、災害時医療の提供、地域の医療機関との連携と強化、在宅医療支援、市民への健康啓発などの役割が求められている。これらに対し、【個々の取組】により取り組んでいる。

現在は、限りある医療資源を有効活用するため、地域の医療機関の機能分化が進んでおり、軽症患者にはできるだけかかりつけ医を受診していただくよう、受診の流れが変わってきていることや（地域完結型医療）、新型コロナウイルス感染症の影響により、川崎市立病院中期経営計画における患者満足度調査の成果指標が目標値を下回る結果となっているが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も中等症患者の受入を継続し、入院・外来患者数は令和4年度に比べ増加しているなど、公立病院

		として、新型コロナウイルス感染症対策や地域医療に大きく貢献している また、市立3病院の会では、直営病院関係者との意見交換で課題解決に向けて貢献するとともに、全国自治体病院学会に多くの職員が派遣され講演を行っていることは、日頃から職員の意識が高く、モチベーションが維持されていることを伺わせる。 これらのことから、当初の事業目的は達成している。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	【医療面】 ・より安全な医療を目指して、組織横断的な安全管理の中核を担う組織として、開院と同時に医療安全管理室を設置している。また、医療従事者の個人レベルの対策と病院全体の組織的な対策をすることで事故を防止し、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整備することを目標として、医療安全管理指針を作成している。さらに、平成26年6月の医療法改正を受け、医療事故調査を実施している。医療事故が発生した場合、院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげている。医療現場で発生した事故は、各部署から医療安全管理室に報告され、関係部署間で情報の共有を図っており、病院局へも四半期ごとと、年間分を報告している。 【施設面】 ・病院施設の基本的な安全確保対策として、定期的に各種点検表を用いた点検のほか、法により作成が義務付けられている保安規程の作成と、それに基づく施設の点検を行っている。なお、令和5年1月に発生した「コンセンートの焼損事案」では、大きな被害とはならなかったが、再発防止のため、安全確保対策について再度確認・徹底している。 ・サーモカメラ、計測ユニット等を用いた点検（1回／月） ・中央監視を行っている事業者が点検表を作成し、指定管理者に引き継ぎ確認 ・電気保安教育（1回／月：中央監視業務委託事業者が、当該業務従事者に教育） ・停電点検（1回／年。電気を止めて行う点検） ・目視や臭い、虫が入っていないかなどの確認（毎日） ・多摩病院は建物の構造や法的な制約等のため、水害対策の実施には難しい面があるが、被害を極力低減するため、可能な工事について実施している。 ※多摩川が氾濫した場合、免震構造のために周囲からの水の侵入を防ぐことが困難であることや、敷地に対しての制限上限まで、建物を建てているため、水害から地下にある設備を守るため、他の場所に移設することも困難 【評価】 医療面では、医療安全管理室の下に医療安全管理委員会やセーフティマネジメント委員会を設置し患者の安全確保に努めている。また、医療事故への対応のため、重大事故発生時に病院長が必要と認めた際は、事故調査委員会を設置し（直近は令和6年9月設置）、事実経過の調査や原因究明を行い改善策を検討し、事故の経過及び結果を病院長に報告している。 施設面では、目視による点検のほか、定期的に点検を行い、設備などは清潔に保っている。また、設備の更新も耐用年数などを参考に行っており、医療面や施設面での事故に対する備えが整っている。年数が経過し、老朽箇所が増えるにあたり、局内の技術職等と連携しながら取り組んでいく。

4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	・人口増加と高齢化、人口減少社会への転換 令和4年4月の将来人口推計によれば、多摩病院が立地する多摩区では、生産年齢人口のピークは令和7年度頃、総人口のピークは令和12年度頃、老年人口のピークは令和32年度、また、北部保健医療圏（高津区・宮前区・多摩区・麻生区）では、生産年齢人口のピークは令和7年度頃、総人口のピークは令和17年度頃、老年人口のピークは令和32年度頃にそれぞれ見込まれる状況にある。また、総人口のピークを迎えた後は、自然減が社会増を上回る形で人口減少への転換が想定され、相対的に老年人口の割合が上昇する見込みである。登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区は、「川崎市総合計画」において、本市の地域生活拠点として、登戸土地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤の整備と都市機能の強化を促進するとともに、生田緑地や多摩川など豊かな自然環境や文化施設等のまちのポテンシャルと民間活力を活かした魅力的な拠点形成を推進することとされており、その皮切りとして第一種市街地再開発事業では登戸駅前に高層マンションの建築が決定し、一定程度の人口の流入等が予想されることから、地域医療支援病院として登録紹介医との連携を充実させ、地域のニーズに応じた医療の提供を目指す。 ・新興感染症への対応について 感染症への対応について、公立病院が中核的な役割を果たし、感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されている。 多摩病院では、感染制御を地域の中でしっかりと対応するため、kawasaki 地域感染制御協議会の構成施設として、感染制御の推進を図ってきた。新型コロナウイルス感染症への対応では、突然の爆発的な急増に備え、治療が必要な方に適切な医療を提供し、医療崩壊を起こさないために、国の方針を踏まえ神奈川県が構築した緊急医療体制である「神奈川モデル」の重点医療機関として、必要な病床を確保・拡充し、行政などの関係機関等と連携しながら、中等症患者の積極的な受入れを行った。 令和4年の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の改正により、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組みが法定化（令和6年4月施行）され、令和6年3月に、神奈川県より、感染症法第38条第2項の規定に基づき、第一種及び第二種協定指定医療機関としての指定を受けた。各医療機関は当該医療提供体制が円滑かつ実効的に機能するよう、平時から県及び市と連携しながら必要な取り組みを進めることになり、多摩病院では、地域医療支援病院として感染症発生、まん延時に担うべき医療（入院病床、発熱外来、個人防護具の備蓄）を提供するとともに、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制を確保していく。 ・働き方改革 病院事業が直接、患者に対して医療サービスを提供する労働集約型の事業であり、引き続き、安全で安心な医療サービスを提供していくため、働き方・仕事の進め方改革に向けた取組を、より一層推進していく必要がある。 今後、改正医療法に沿った業務のイノベーション・デジタル化の推進、医療従事者の労働時間短縮等の検討、超過勤務削減等を継続し、必要な人員を確保しながら、タスクシェア・タスクシフトを進めていく。
---	---------------------------------------	--

		・医療 DX の推進と情報セキュリティの確保 市民の健康増進や切れ目のない質の高い医療の提供に向け、医療分野のデジタル化を進め、保険・医療情報（介護情報を含む。）の利活用を進めていく必要がある。一方で、デジタル化を進めるため、情報セキュリティの確保に一層努めていく必要がある。 厚生労働省から示されている医療 DX の推進に関する工程表に沿って進めるとともに、サイバー攻撃対応体制の整備とともに情報セキュリティの確保に努める。 ・救急応需率の向上 多摩病院の救急応需率は、コロナ禍前は、70%台で推移していたが、コロナ禍の影響を受け、令和5年度は60%台となった。応需できない理由としては、専門医の不在、医師が手術中又は診察中、ベッドの空きがないなどの理由があるが、経験の少ない医師や看護師に対する教育を行い、一人ひとりの医療技術の向上を図るなどで、当面はコロナ禍前の感染拡大前の水準まで回復させていく。
5	非公募更新のための条件を満たしているか（該当施設のみ）	

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われているか。	・川崎市立病院運営委員会（年3回～4回） ※市立病院の経営改善及び患者サービス向上並びに指定管理業務の適正な運営を確保することを目的として実施 ・川崎市立多摩病院モニター懇談会（年1回） ※多摩病院の運営や患者サービスの向上について、外部委員から意見を聞くことを目的として実施 ・電話連絡、病院訪問、意見交換・相談・指導（適宜） ・工事関係者との打ち合わせ（適宜） ・決算報告書（年1回）、事業報告書（年1回）、病院年報（年1回）、月報などの確認 上記の委員会や客観的資料を通して、専門的見地からの意見を伺うことで、状況を把握し不明点は病院職員とも意見交換しながらモニタリングしている。 【評価】 外部委員を構成員とする委員会での評価のほか、適宜、事業の実施に関する意見交換、相談、指導、工事関係者を集めてのキックオフミーティングによる工事関係の確認作業、決算報告書等の確認を実施した。
2	制度活用による効果はあったか。	・平成18年2月、多摩病院は、市北部地域の医療不足を補うことを目的に整備された。当初は、総病床数376床のうち232床を開棟し運営を開始したが、翌年には、全376床を開棟し運営している。多摩病院に求められた役割としては、小児を含む救急医療の提供、高度医療の提供、災害時医療の提供、地域の医療機関との連携と強化、在宅医療支援、市民への健康啓発などがあるが、指定管理者は24時間365日、救急災害医療センターを運用しての救急医療への対応、手術支援ロボットの導入、病院主体の災害訓練のほか、各病棟での災害訓練、かかりつけ医との連携、地域の医療関係者とのネットワークの運用、市民を対象とした健康講座の実施など適切に対応している。

- ・令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大というこれまでに経験のない新たな事態に直面した。医療従事者や市民へのワクチン接種や、コロナ患者受け入れのための病床の確保、発熱患者のための外来の設置や来院者に対する体温チェック、手指消毒など、院内での感染防止対策を実施し、救急医療を含む通常の診療とコロナ患者への診療を両立させながら、地域に必要とされる医療を確保した。
- ・令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが、2類から5類に引き下げられたが、引き続き、感染拡大を警戒しながら診療を続けている。
- ・上記の様々な医療提供には人材確保が重要となる中で、医科大学を指定管理者として制度を導入していることから、医療人材の確保や大学病院との連携など指定管理者が持っている強みやノウハウを生かした病院運営を行っている。医療人材の確保については、聖マリアンナ医科大学関係の医師を中心としながらも、必要な医療従事者と有資格者の配置、看護師確保のためのインターンシップを行うとともに、臨床研修医の受入や医学生・看護学生の実習を受入れている。
- ・平成20年8月、指定管理者側からの負担軽減等の協議の求めに対し、「川崎市立多摩病院指定管理検討委員会」を設置し、平成21年5月、外部有識者を構成員に入れ意見の聴取を行った上で、報告書を提出した（一部機器の負担金からの除外、病院局職員の人件費の縮減、政策的医療交付金の対象医療の増）。また、指定管理者指定時点では、地方公営企業の指定管理者については、利用料金制の導入が認められていなかったが、平成18年総務省事務連絡により導入が認められることとなり、同委員会では「利用料金制の導入が望ましい」との意見が出されたことから、平成24年度から利用料金制を導入し、診療報酬などは病院の収入としている。利用料金制の導入により、指定管理者が収納した料金を一旦、病院事業会計の収入とし、その同額を市から指定管理者に交付するという作業を軽減することができ、事務の効率化を図ることができた。また、指定管理者としては、日々の資金が病院内に蓄積されることで、資金需要の見通しによっては、資金の運用も行いやすくなった。さらに本市としては、未収金の管理について、実際に患者と対応している病院で行うようになり、効率化が図られた。

本市病院事業会計上の収益的収支では、市側から見ると累積欠損金はあるものの、平成26年度以降は、純利益を計上している。

●本市病院事業会計上の収益的収支（税抜き）

（単位：円）

	平成19年度	平成23年度	平成27年度	令和元年度	令和5年度
総収益	8,756,107,436	9,931,931,077	1,998,785,299	1,940,034,200	1,988,834,000
総費用	10,070,274,107	10,734,453,545	1,826,937,003	1,777,924,768	1,242,736,881
純利益	▲1,314,166,671	▲802,522,468	171,848,296	162,109,432	746,097,119
累積欠損金	▲3,414,302,435	▲7,855,047,127	▲3,704,652,649	▲3,143,567,093	▲1,233,046,778

※全年度分の記載は別紙参照

※平成24年度から利用料金制を導入しており、総収益、総費用は大幅に減少している。

※平成26年度の制度改正により、資産の取得等にかかる企業償還金に対する一般会計負担金について、減価償却見合い分を収益化している。

※令和4年度以降は、それ以前と比較すると総費用が減少している。施設建設当時等の設備関係及び医療機器に係る減価償却費や、開設時に購入した医療機器の廃棄による資産減耗費、施設建設等に係る企業債利息の減少等による。

		〔評価〕 学校法人聖マリアンナ医科大学は、救急等について大学病院との緊密な連携や医療従事者の万全な確保が期待できることなどにより、市立多摩病院の指定管理者に選定された。多摩病院では開院以来、市北部の中核的医療機関としての役割を果たし、また、新型コロナウイルス感染症の感染が国内で確認された当初から感染者を受入れ、感染が疑われる患者の動線を他の患者と分けるなどの対応を迅速に行った。 市の公の施設として多摩病院に求められている、地域における急性期医療を行う中核的な医療機関として、小児救急医療などの医療機能を確保し、地域のかかりつけ医等と連携して地域全体の医療提供体制の向上を図るという役割を果たすとともに、未知の新型コロナウイルス感染症への対応など、指定管理者である聖マリアンナ医科大学が運営する医科大学の経営能力を活用しつつ、医療人材の確保を行い、地域住民に安定的かつ良質な医療サービスを提供しており、指定管理者が持っている強みやノウハウを活用した病院運営を行うなど、指定管理者制度の活用による効果はあった。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	・今後起こりうる地域の人口動態や構成の変化が、医療需要に与える変化は大きいため、将来を見据えた医療スタッフの確保や診療科目の設定など、地域の実情を反映した医療供給体制を確保していく必要がある。また、診療報酬制度という公定価格のもとで①経費の縮減②収益の増加に繋がるような新たな医療需要を取り込む必要がある。
4	指定管理者制度以外の制度の活用を検討しているか。	・市立3病院のうち2病院が「地方公営企業法全部適用による直営方式」、多摩病院は、「指定管理者制度」をそれぞれ活用している。現時点で指定管理者制度の活用により、多摩病院に求められている機能は確保できているため、現行の指定管理期間中は、指定管理が望ましいと考えている。

4. 今後の事業検討方針について

市立多摩病院は、平成18年2月の開院時より指定管理者制度を採用し、指定期間は令和18年3月までとなっている。これまでに市北部地域の中核病院として小児救急を含めた救急医療を中心に、高度、特殊、急性期医療を提供するとともに、災害拠点病院、地域医療支援病院、紹介受診重点医療機関、臨床研修指定病院等としての役割を果たし、令和4年度には緩和ケア病棟を開棟し、救急医療の提供と相まって、切れ目なく地域全体で患者・家族を支える医療提供体制の構築を図っている。

今後も市北部地域の急性期医療を担う中核的な医療機関としての役割を担いながら、働き方改革への取組、新興感染症への対応、医療DX、情報セキュリティの確保など新たな課題にも対応していく。